



平成21年11月24日

各 位

会 社 名 株式会社ネットプライスドットコム
代表者名 代表取締役社長 兼 グループ CEO 佐藤 輝英
(コード番号 3328 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 CFO 兼 コーポレート本部長 中村 浩二
電 話 03-5739-3350

定款一部変更に関するお知らせ

平成21年11月24日に開催いたしました定時取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成21年12月11日開催予定の定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行(いわゆる「株券電子化」)されました。これに伴い、株券を発行する旨の当社定款の規程は廃止されたものとみなされております。このため、当社定款上、不要となりました条文及び用語について所要の変更をするものであります。(現行定款第7条、第8条、第9条及び第10条)また、上記変更による現行定款第8条(株券の発行)の削除に伴い、現行定款第9条以下の条数を順次繰り上げるものであります。

(2) 権利行使に関する手続を株式取扱規程の中で定めることを明確にするため、現行定款第9条において所要の変更を行うものであります。

(3) 株主総会の機動的な開催を目的として、現行定款第11条(株主総会の招集時期及び招集)2項に定める招集地の制限規程を削除するものであります。

(4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規程を設けるものであります。

II. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ)</u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き<u>その他の株主名簿及び新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> |
| <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、端株の買取り、<u>その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> |
| <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の</p> | <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録</p> |

| | |
|--|--|
| <p>最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>(株主総会の招集時期及び招集) 第 11 条 定時株主総会は、毎年 12 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 <u>② 当会社の株主総会は、本店所在地もしくはその隣接地、又は東京都各区内のいずれかにおいて招集する。</u></p> <p>第12条～第47条 (略)</p> <p>(新設)</p> | <p>された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>(株主総会の招集時期及び招集) 第 10 条 定時株主総会は、毎年 12 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 (削除)</p> <p>第11条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附則 第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u> 第 2 条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第 3 条 <u>本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p> |
|--|--|

Ⅲ. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2009 年 12 月 11 日
定款変更の効力発生日 2009 年 12 月 11 日

以 上